

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2020年2月28日

各位

武蔵野銀行にて『長寿プレミアム2』の販売を開始

長寿プレミアム2

無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）

T & D保険グループのT & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、2020年3月2日より、株式会社武蔵野銀行（本店：埼玉県さいたま市、頭取：長堀 和正）にて『無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）～販売名称「長寿プレミアム2」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「長寿プレミアム2」は、長生きに備えるための年金保険として、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金を抑えることで将来の年金原資を充実させる一時払個人年金保険です。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

販売名称『長寿プレミアム2』

無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）

2. 販売開始日

2020年3月2日

【長寿プレミアム2の販売金融機関】（五十音順にて記載）

きらやか銀行	佐賀銀行	清水銀行	中京銀行	名古屋銀行
武蔵野銀行				

合計6金融機関

※ 上記は2020年3月2日時点での販売金融機関を掲載しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 「長寿プレミアム2」の主な特徴

Point 1 ご契約後すぐに定期支払金をお受け取りいただけます

- ◇ ご契約後すぐに定期支払金を受け取れます。ご自身のために受け取りながら、長生きに備えたいニーズにお応えします。

定期支払金 = 基本保険金額 × 定期支払率 × 為替変動率

据置期間（受取回数）	10年（10回）	15年（15回）	20年（20回）
定期支払率	8.0%	5.3%	4.0%

Point 2 満期時には生存祝金をお受け取りいただけます

- ◇ 据置期間満了時にご生存の場合、長生きのお祝いとして生存祝金（年金原資）をお受け取りいただけます。
- ◇ 生存祝金（年金原資）額と定期支払金累積額を合計した金額は外貨ベース*で基本保険金額の100%以上となります。

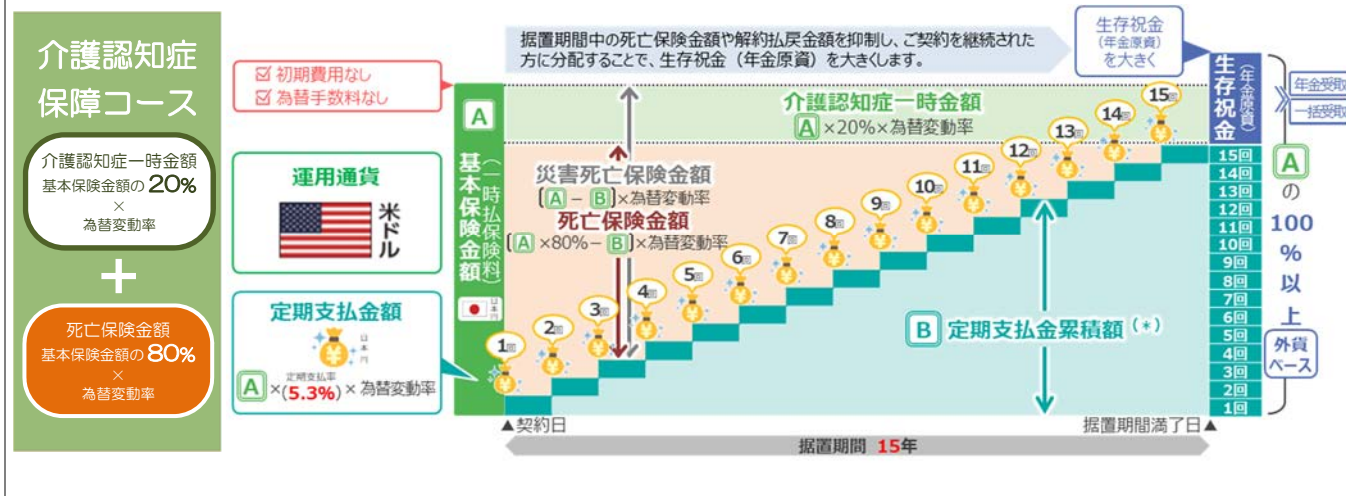
*外貨ベースとは、生存祝金（年金原資）額は年金支払開始日の前日、定期支払金累積額は契約日の為替レートで支払通貨（米ドル）に、基本保険金額は契約日の為替レートで運用通貨（米ドル）に換算した金額のことをいいます。

Point 3 お客様のニーズに応じて3つのコースからご選択いただけます

- ◇ 「介護認知症保障コース」、「受取総額重視コース」、「死亡保障重視コース」の3つのコースから保障内容をご選択いただけます。
- ◇ このうち、「介護認知症保障コース」は、据置期間中に公的介護保険制度の「要介護1以上」に認定、または「認知症」と診断確定された場合に介護認知症一時金を受け取れます。定期支払金を受け取りながら介護・認知症に備えることができます。

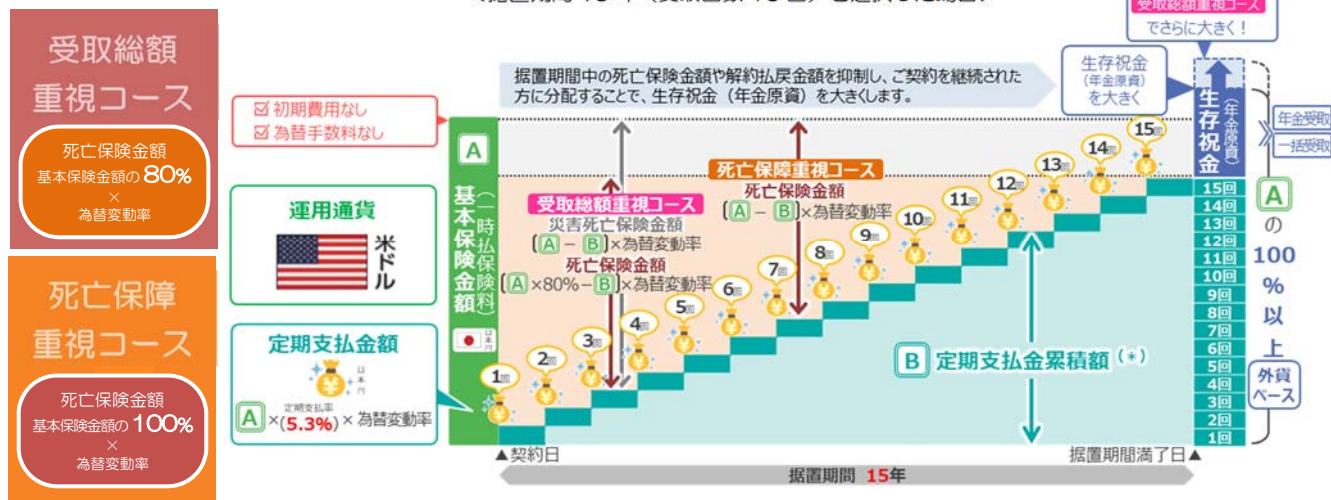
定期支払金をすぐに受け取りながら 介護・認知症 にそなえる

＜据置期間 15 年（受取回数 15 回）を選択した場合＞



定期支払金をすぐに受け取りながら 万が一にそなえつつ、将来の資金を充実

＜据置期間 15 年（受取回数 15 回）を選択した場合＞



※仕組図（イメージ）は、為替変動率が据置期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また減額等があった場合を想定しておらず、将来の生存祝金（年金原資）額等を保証するものではありません。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

（*）定期支払金累積額とは基本保険金額に定期支払率と定期支払金の支払回数を乗じた金額をいいます。

Ⅱ 「長寿プレミアム2」の取扱い

据置期間 (ご契約から年金支払開始日の前日までの期間)		10年	15年	20年
契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）		50 - 85 歳	50 - 80 歳	50 - 75 歳
介護認知症一時金特則（2020）を適用した場合		50 - 70 歳		
基本保険金額（一時払保険料）		300 万円以上、7 億円*1 以下（1,000 円単位）		
介護認知症一時金特則（2020）を適用した場合		300 万円以上、5 億円*1 以下（1,000 円単位）		
外貨払込金額 (保険料外貨入金特約を付加した場合)	最低	3 万米ドル（1 米ドル単位）		
		3 万豪ドル（1 豪ドル単位）		
	最高	7 億円*1、*2		
運用通貨		米ドル		
保険料払込方法		一時払		
確定年金	年金支払開始年齢	60 - 95 歳	65 - 95 歳	70 - 95 歳
保証期間付終身年金				
年金原資確保型終身年金		介護認知症一時金特則 （2020）を適用した場合		
確定年金の年金支払期間満了日および 保証期間付終身年金の保証期間満了日における 被保険者の満年齢		105 歳以下		
年金受取人		契約者または被保険者		
付加できる特約		死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）、保険料外貨入金特約、 終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、 年金支払移行特約（Ⅰ型）、外貨支払特約、新遺族年金支払特約、 指定代理請求特約 ※外貨支払特約と年金支払移行特約（Ⅰ型）または 新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。		
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回または ご契約の解除）の対象商品		

*1 同一の被保険者について、基本保険金額は「長寿プレミアム」「長寿プレミアム2」（既に参加されているこの保険を含みます）を通算して7億円を超えることはできません。また同一の被保険者について、基本保険金額はこの保険（既に参加されているこの保険を含みます）と、当社所定の保険を通算して10億円を超えることはできません。

*2 外貨払込金額（1米ドル・1豪ドル単位）を受領日における当社所定の為替レートで円貨に換算した金額となります。

※ 募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または全部の据置期間・特則・特約において、お取扱を一時休止する場合があります。

Ⅲ 「長寿プレミアム2」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

項目		費用					
据置期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	「ご契約の維持等に必要な費用」、「災害死亡保険金に関する費用（死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加した場合を除く）」、「死亡保険金に関する費用（死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加した場合）」、「介護認知症の保障に必要な費用（介護認知症一時金特則（2020）を適用した場合）」がかかります。これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるため、表示しておりません。					
解約または減額をした場合 （死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加した場合）	解約または減額をした場合に 必要な費用	死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加した場合、据置期間中に解約または減額される際には、経過年月数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。					
		経過年月数	1 年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
		解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%
		経過年月数	5 年以上 6 年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
		解約控除率	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。					
年金支払開始日以後（年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合を含みます）	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率（*）					

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

- ・「長寿プレミアム2」は、据置期間中の死亡保険金額、解約払戻金額を抑制することにより、お受取りいただく年金額を大きくする生存保障重視型の個人年金保険（生命保険）です。

介護認知症保障コース（介護認知症一時金特則（2020）を適用した場合）

受取総額重視コース

- ・死亡保険金額（*）または解約払戻金額（*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、為替レートの変動により、**一時払保険料の80%を下回る可能性があります。**
- ・災害死亡保険金額（*）または生存祝金額（年金原資額）（*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ・介護認知症保障コースの介護認知症一時金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料の20%を下回る可能性があります。**

死亡保障重視コース（死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加した場合）

- ・解約払戻金額（*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ・死亡保険金額（*）または生存祝金額（年金原資額）（*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

※死亡保障確保特約（市場価格調整適用型）を付加し、主契約の普通保険約款に定める災害死亡保険金のお支払事由に該当した場合、死亡保険金額をお支払いします。

（*）外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った各金額を円貨に換算した金額。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「連動通貨」を「運用通貨」、「死亡時払戻金」を「死亡保険金」、「定期支払金相当額」を「定期支払金累積額」、主契約の「年金原資（額）」を「生存祝金（額）（年金原資（額））」として記載しております。